

電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第2回）

# 電気通信番号の犯罪利用対策 ～消費者団体としての意見～

---

2024年6月7日

主婦連合会 会長 河村 真紀子

## 固定電話番号を利用する転送電話サービス ルール強化後も続く犯罪利用

---

- ◆電気通信番号が犯罪に利用される場合、そのほとんどが固定電話の転送サービスが利用されている。（第1回WGの説明より）
- ◆固定電話の転送サービスの詐欺的利用の問題については、消費者団体として過去2回、番号政策委員会において消費者団体の立場から意見を述べた。
  - 平成30年には、消費者保護の観点から固定電話番号を利用する転送電話サービスへのルールの導入が必要と発表。
  - 令和3年には、令和元年5月になされた、転送電話に関する新たな条件等が追加された番号計画の制度化を受けて、その後も引き続き起こっている詐欺的利用について問題提起。

## ➤令和3年の発表資料から引用

### 令和元年5月からの新ルールの評価と今後

令和元年5月、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件等が規則に追加された。消費者相談の現場で現在でも確認できる転送電話を利用した悪質商法や詐欺が、ルールの経過措置中であるために防止できていないのか、あるいは、**新しいルールに尚、不備や抜け穴があるのか**は、消費者側からはわからない。（注：経過措置は令和4年5月21日で終了）

現状を把握、分析した上で、消費者及び正当に転送電話を利用する事業者の利益、そして日本の0AB～J番号の信頼性、識別性を守るために、固定電話番号を使用する転送電話の不正な利用ができないルールの徹底が引き続き求められる。**必要に応じてルールそのものや運用の見直し**がなされるべき。

## 更なる制度整備の必要性

---

続く令和3年の12月、電気通信番号計画が改正され、電話番号・電話転送サービスの提供ルールにおける卸元事業者の責務の明確化（令和5年施行）がなされている。

転送電話サービスの詐欺的利用に対するこれまでの制度整備や改正を経てなお、いまだに電話番号の犯罪利用の問題は解決されていないという現状は、更なる制度整備の必要性を示している。

# 視点を変えた制度整備の必要性

## 1. 認定取消しのルール

---

総務省は認定事業者のリストを公開しているが、消費者はリストに記載されている事業者は全て適正な事業者だと考えて取引を行ってしまう。

特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者でも、現在の番号制度では特殊詐欺等の犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、リストには総務大臣からの認定を受けた事業者として記載されたままとなる。特殊詐欺に関わるような事業者が認定され続け、リストに掲載されていることは問題。番号を悪用する認定事業者については、認定を迅速に取消し、また、再認定が容易に行われないう制度を整備することが求められる。

## 視点を変えた制度整備の必要性

### 2. 不正利用のおそれ疑われる事業者は認定しない仕組み

---

そもそも総務省が認定を行う際、番号の不適正利用の恐れが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要ではないか。さらに、事業者は、卸提供を含め番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないか。

現行の認定基準は、公平・効率的な電気通信番号の使用等の観点からのみ規定されているが、この点を見直し、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者へ認定を行わないための制度上の仕組みが求められる。

## 視点を変えた制度整備の必要性

### 3. 卸先で電話番号が不適正に利用されないための対策

---

現状、NTT東西等の電気通信番号の卸提供を行っている事業者は、卸先事業者に対し電気通信番号の提供を行う際、相手方の本人確認等を行うこととされているが、その先、その相手方が番号をどのように利用するかの詳細な確認まではしていないと理解している。その結果、特殊詐欺に関わる事業者に数百にも及ぶ電気通信番号を卸してしまっているという実態がある。近年ではSNSで事業者の代表者を募集、事業者に契約させて仕入れた電気通信番号を特殊詐欺に利用するといったケースも見られるとの報告がある。

卸先の事業者の番号利用の公正さを担保するために、事業者に対し、電気通信番号の卸提供等を行う際には、当該番号が不適正に利用されないための対策等を講じさせるための制度上の仕組みが求められる。

以上